社会福祉法人坂井市社会福祉協議会　臨時職員(生活福祉資金貸付事業　相談員)採用実施要領

（令和５年６月採用予定）

１　募集職種、業務内容等

職種	採用予定人員	業務内容	採用予定年月日
生活福祉資金貸付事業 臨時職員（常勤）	１人	主に新型コロナウイルス感染拡大で生活に困難を抱えた方への生活資金貸付に係る相談対応、償還相談。配属部署で実施する事業活動等に係る事務。	令和５年６月１日

２　受験資格

次のいずれの条件も満たしている方とします。

（１）高校卒業以上

（２）普通自動車免許を有すること

（３）次の各号に該当しないこと

① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（４）企業、福祉関係機関・団体等で相談業務や事務の経験を有すること

※ファイナンシャルプランナー、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格があればなお良い

３　雇用期間

令和５年６月１日～令和６年３月３１日（更新の可能性あり）

４　勤務条件

(1) 勤務場所

坂井市役所健康福祉部　福祉総合相談課内　自立相談支援機関　坂井市坂井町下新庄 1-1

坂井市社会福祉協議会　本部　坂井市坂井町下新庄 18-3-1

(2) 勤務日、勤務時間

月曜日～金曜日　　８時３０分～１７時３０分

※休日は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

(3) 基本給

月額　152,400 円

(4) 各種手当

通勤手当、時間外手当、賞与（期末手当）　　※いずれも本会規定による

推定年収：１年目　２，０７０，０００円

２年目　２，２１７，０００円

(5) 福利厚生

社会保険（健康保険、厚生年金保険）・労働保険加入、健康診断実施

5　試験内容

(1) 第１次試験　　書類選考

(2) 第２次試験　　個人面接試験

※書類選考後の合否については緊急連絡先に電話連絡いたします。不採用の場合は、提出された書類はこちらの責任で、廃棄処分いたします。

※面接試験の日時は書類選考合格者に別途通知します。

(3) 第２次試験会場　　社会福祉法人　坂井市社会福祉協議会

住所：坂井市坂井町下新庄１８－３－１　　TEL６８－５０７０

6　応募方法

下記(１)～(２)の書類を、封書により郵送（書留又は簡易書留）または持参

※封筒表紙に「生活福祉資金貸付事業相談員受験申込」と朱書きしてください。

(1) 履歴書

履歴書（Ａ４判）に自筆で記載する。最近３か月以内撮影の写真貼付。

※緊急時に連絡が取れる携帯電話番号等を、必ず記入してください。

(2) 職務経歴

Ａ４判の任意様式により１枚程度

7　受付期間

令和５年４月５日（水）～４月２８日（金）

①郵送の場合：令和５年４月２８日（金）必着

②持参の場合：上記期間の　月曜日～金曜日　午前９時～午後５時

8　選考結果

個人面接試験後、１週間以内に合否結果を郵送にて通知

※合格者には、郵送に併せて、電話にて連絡します。

9　お申込み・お問合せ先

社会福祉法人　坂井市社会福祉協議会　総務課

〒919-0521　坂井市坂井町下新庄１８－３－１　　電話 0776-68-5070

10　個人情報の取り扱いについて

本採用試験申し込みに提出された書類は、坂井市社会福祉協議会の採用選考のみに使用し、それ以外の使用はいたしません。なお、提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。